

# 現 場 説 明 書

## 1 請負契約書案について

契 約 書 の 条 項				説 明 事 項
製 作	用 地 調 査	測 量 調 査	設 計	
-	-	9-5	9-5	この契約の履行に関し、受注者から発注者に直接提出する書類を次のとおり指定する。 一 前払金請求書及び前払金に係る保証証書 二 発注者の請求に基づく期間の短縮に係る承諾書
-	7-1	9-1	9-1	監督員及び調査職員の通知は、監督を統括する建設所長等が行う。
-	8-1 9-1	10-1 -	10-1 11-1	主任技術者、管理技術者及び照査技術者の氏名を通知する場合は、それぞれ経歴書を添付すること。
14-1	-	-	-	賃金又は物価の変動による請負代金額の変更(以下「スライド」という。)の請求は、請負契約締結の日から、(再スライドの請求は、前回スライドの請求を受理した日から)12ヶ月を経過した後でなければこれを行うことができない。 上記の請求があったときは、変動前残代金額(請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額)から変動後残代金額(変動後の賃金又は物価を基準として算出した変動前残代金額に相応する額)との差額のうち変動前残代金額の1,000分の15を超える額について請負代金額の変更に応ずるものとする。
17-1 1~6	-	-	-	損害額の確認及び負担する損害額の決定は、損害発生の通知があった都度行うが、1件の損害額が請負代金額の1,000分の5の額(この額が20万円を超えるときは20万円)に満たないものは損害額に含めない。 この場合は、「請負代金額」とは、事実発生の通知があったときの請負代金額をいう。
17-7	-	-	-	損害の取片づけに要する費用は、第24条第2項により確認された損害の取片づけに必要な費用で損害額の負担とは別に負担する。
-	23-1	24-1	25-1	一 請負代金額の変更の時期は、原則としてその必要が生じた都度行うが、変更見込金額が請負代金額の10分の1以内の場合は履行期間末に行う。 二 請負代金額の変更については、発注者の変更積算

				額に請負比率（請負代金額を現契約の発注者の積算額で除した比率）を乗じて算出する金額を基に予定価格を設定し、その制限の範囲内で、発注者と受注者とが協議して定める。
2 1 - 1	3 2 - 1	3 3 - 1	3 4 - 1	前払金の支払いは、 (イ) 請負代金額の10分の3を超えない額とする。 (ロ) 第36条を適用し、各事業年度の出来高予定額の10分の3を超えない額とする。
—	3 5 - 3	3 6 - 3	3 7 - 3	業務の完了前に引渡しを行った部分（指定部分に係る箇所を含む。）については、完了部分に係る請負代金相当額を部分払として請求することができる。
3 4 - 3	—	—	—	第34条第3項による通知は、保険の種類、保険の目的、保険の期間、保険金額及び保険会社名等を明らかにした書面によるものとする。

## 2 公正な入札の確保について

この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

## 3 契約の保証について

(1) 落札者は、契約書の提出とともに、以下の①から⑤までに掲げるいずれかの書類を契約職又は分任契約職（以下「契約職等」という。）に提出しなければならない。

### ① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

[注] ⅰ. 保管金領収証書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）指定の口座に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を振り込んで、交付を受けること。

ロ. 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約職等の指示に従うこと。

ハ. 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、機構の規定により機構に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過分を徴収する。

ニ. 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金振込請求書を提出すること。

ホ. 契約保証金の金額は、請負代金額の10分の1以上（政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受ける物品等又は特定役務の調達手続を定める達（水公達平成8年第6号）に規定する政府調達に関する協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の適用を受ける場合にあつては請負代金額の10分の3以上）の金額とする。

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券（水資源債券に限る。）に係る登録社債質権登録済証（付属書類として移転登録請求書及び社債登録済証を含む。）及び担保差入証

[注] ⅰ. 登録社債質権登録済証は、当該有価証券の登録機関に質権設定登録請求書を提出し、交付を受けること。

ロ. 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約職等の指示に従うこと。

ハ. 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、質権登録有価証券は、機構の規定により機構に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過分を徴収する。

ニ. 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに質権登録抹消請求書を提出すること。

③ 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] ⅰ. 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

ロ. 保証書の宛名の欄には、契約職等名、職名及び氏名を記載するように申し込むこと。

ハ. 保証債務の内容は契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

ニ. 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

ホ. 保証金額は、契約保証金の金額以上の金額とすること。

ヘ. 保証期間は、履行期間を含むものとすること。

ト. 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとすること。

チ. 請負代金額の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約職等の指示に従うこと。

リ. 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、機構の規定により機構に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、受注者から超過分を徴収する。

ル. 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約職等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

[注] ⅰ. 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金

融機関（以下「保険会社等」という。）が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

- ロ. 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、契約職等名、職名及び氏名を記載するように申し込むこと。
- ハ. 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- ニ. 保証金額は、請負代金額の10分の1以上（協定等の適用を受ける場合にあっては請負代金額の10分の3以上）の金額とする。
- ホ. 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- ヘ. 請負代金額の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約職等の指示に従うこと。
- ト. 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社等から支払われた保証金は、機構の規定により機構に帰属する。  
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、受注者から超過分を徴収する。

#### ⑤ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

[注] 4. 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

- ロ. 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ハ. 保険証券の宛名の欄には、契約職等名、職名及び氏名を記載するように申し込むこと。
- ニ. 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- ホ. 保険金額は、請負代金額の10分の1以上（協定等の適用を受ける場合にあっては請負代金額の10分の3以上）の金額とする。
- ヘ. 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- ト. 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約職等の指示に従うこと。
- チ. 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、機構の規定により機構に帰属する。  
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、受注者から超過分を徴収する。

- (2) (1)の規定にかかわらず、落札者は、契約書の作成を省略できる契約である場合には、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

#### 4 履行期間を変更する場合等における保証事業者に対する通知等について

- (1) 前払金保証約款第7条の2（履行期間を変更する場合等における措置）による被保証者（機構）の保証事業者に対する通知は、当該変更契約書等の写しを送る方法をもって受注者が代行すること。

(2) 受注者は、保証事業会社から保証期限変更通知書の交付を受けた場合は、同通知書を契約職等に提出すること。

## 5 契約書等の提出について

(1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約職等から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの間及び8月13日から16日までの間は、含まないものとする。）に、これを契約職等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、この期間内に契約書を提出することが困難であるときは、落札者は、あらかじめ、書面によりその旨を契約職等に申し出、契約職等の承諾を得ることにより、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(3) 契約書の作成を要しない場合（製作請負については、請負代金額が250万円以下、調査測量及び設計請負については、100万円以下の業務で、契約職等が契約書の作成の必要がないと認めて指示した場合）においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約職等に提出しなければならない。ただし、契約職等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

## 6 契約の確定について

契約書を作成する場合においては、契約職等が落札者とともに契約書に記名押印しなければ、契約は確定しないものとする。

## 7 前払金の請求について

請負代金額が300万円（測量業務に係る契約にあたっては200万円）未満の業務については、入札説明書もしくは入札通知書の記載にかかわらず、当該契約に係る前払金の請求はできないものとする。

## 8 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 機構が発注する業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。